

12.1 緊急集会アピール

2013年から3回に分けて行われた生活保護基準引下げ（保護変更決定処分）の取消し等を求め、生活保護利用者らが提起した訴訟において、昨日、名古屋高等裁判所民事第2部（長谷川恭弘裁判長）は、原告らの請求を棄却した名古屋地裁判決を取消し、原告らの請求を認容する逆転勝訴判決を言い渡しました。引下げ処分を取消すだけでなく、国には「少なくとも重過失」があり「違法性が大きい」として慰謝料の支払いまで命じる、相当踏み込んだ判断でした。

全国29地裁で30の同種訴訟が提起されていますが、これまでに地裁レベルで言い渡された判決では、原告側が12勝10敗と勝ち越し、特に、2022年5月の熊本地裁判決以後は13勝2敗と原告側が圧倒しています。本年4月14日、大阪高裁第1民事部が、初の控訴審判決において、原審大阪地裁の認容判決を取消す逆転棄却判決を言い渡しましたが、2例目の名古屋高裁判決が、原告側の「逆転完全勝訴」という全く異なる判断を示したことによって、大阪高裁判決が特異で説得力を欠くことが、より明らかとなりました。

生活保護基準の改訂が、12もの地裁に加え高裁においても違法であると断罪されているのは前代未聞のことであり、2013年からの基準改定が、いかに恣意的なものであったかを示しています。その後も相次いだ基準の引下げに加え、昨今の物価高と光熱費高騰、夏の過酷な暑さによって生活保護利用者の生活は、ますます厳しいものとなっています。

ところが、国は、2022年12月、下から10%の最貧困層の生活水準との比較にもとづき、2023年度から、高齢世帯や都市部の生活保護基準を大幅に引き下げる方針を示しました。この方針は、記録的な物価高をふまえ2年間凍結されましたが、2025年度には引下げが強行されるおそれが大です。

最初の引下げから10年以上が経過し、多くの原告が命を落としています。原告らには高齢者や障がい・傷病者が多く、「早く死んでくれ」と言われているようだとの悲痛な声も聞かれます。

私たちは、国に対し、上告等を断念し、2013年の引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求めます。また、最貧困層の生活水準にあわせる方法ではなく、真に「健康で文化的な最低限度の生活」水準を設定する新たな検証手法を開発し、誰もが人間らしい生活をおくることのできる国にすることを求めます。

2023（令和5）年12月1日

勝訴あいつぐ いのちのとりで裁判 早期全面解決を求める12.1緊急集会
参加者一同